

函館港港湾脱炭素化推進協議会規約

（設置）

第1条 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の3第1項の規定に基づき、函館港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（目的）

第2条 本協議会は、函館港において、法第50条の2に規定される、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（以下「港湾脱炭素化推進計画」という）の作成および実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）港湾脱炭素化推進計画の作成および変更に関する事
- （2）港湾脱炭素化推進計画に基づき実施される事業に関する事
- （3）港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関する事
- （4）その他目的達成に必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、法第50条の3第2項の規定に基づき、別表に掲げる構成員等によって構成するものとする。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 協議会の会長は事務局が推薦し、協議会の構成員の承認により定める。
- 4 会長は、会務を統括する。
- 5 会長がやむを得ずその職務を遂行出来ない場合は、会長が指名する者

が職務を代行する。

- 6 協議会が必要と認めた場合、構成員等を追加できるとともに、協議会に構成員等以外の者の出席を求めることができる。
- 7 構成員は、やむを得ない理由により退会の必要が生じたときは、協議会の構成員の承認を得て退会することができる。

(会議)

第5条 協議会の開催にあたり、事務局が構成員等を招集する。

- 2 事務局は、協議会において協議を行うときは、法第50条の3第3項の規定に基づき、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。
- 3 構成員は、法第50条の3第4項の規定に基づき、協議の通知を受けたとき、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。やむを得ない理由により協議に応じられないときは、あらかじめその旨を事務局に報告するものとする。
- 4 協議会は、構成員の総数の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 5 協議会の議事は、出席した構成員の総数の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- 6 協議会が必要と認めたときは、構成員等以外の者に対し、資料の提供、意見の表明、その他の必要な協力を求めることができる。
- 7 協議会にて協議が調った事項については、構成員は、法第50条の3第6項の規定に基づき、その協議の結果を尊重しなければならない。

(書面による会議)

第6条 協議会は、第5条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認めた場合は、書面による会議として開催することができる。

(情報公開)

第7条 協議会は、原則として公開とするが、構成員の自由な議論を担保する観点等から、会長が必要であると認めるときは、議事内容により非

公開とすることができる。

- 2 議事次第以外の配布資料は内容により非公開とする場合があり，その判断は，資料作成者と事務局が協議のうえ，事務局が行う。
- 3 議事は，会議終了後に発言者が特定されない形で，概要のみ公開する。

（秘密保持）

第 8 条 協議会の構成員およびその関係者は，前条第 1 項で非公開とした情報を外部に漏らし，または無断で使用してはならない。

- 2 関係者とは第 4 条に掲げる構成員以外の出席者のほか，資料作成に関わる者，協議会資料を取りまとめる者をいう。

（部会）

第 9 条 協議会は特定の事項を協議するため，部会を置くことができる。

- 2 部会は，事務局が指名する構成員等を招集し開催する。
- 3 第 4 条から前条までの規定は，部会について準用する。

（事務局）

第 10 条 協議会および部会の事務を処理するため，函館市港湾空港部港湾課に事務局を置く。

（その他）

第 11 条 この規約に定めるもののほか，協議会または部会の運営に関し必要な事項は，事務局が協議会に諮って定める。

（附則）

この規約は，令和 6 年 12 月 18 日から施行する。

この規約は，令和 7 年 5 月 21 日から施行する。

この規約は，令和 7 年 6 月 19 日から施行する。

別表 函館港湾脱炭素化推進協議会 構成員名簿

種 別	名 称
民 間 事 業 者	函館どつく株式会社 日清製粉株式会社函館工場 青函フェリー株式会社 函館サイロ株式会社 函館酸素株式会社 北海道エネルギー株式会社 北海道ファインケミカル株式会社 日鐵セメント株式会社 北海道瓦斯株式会社 津軽海峡フェリー株式会社 出光興産株式会社函館油槽所 コスモ石油株式会社函館物流基地 北海道電力株式会社 エア・ウォーター北海道株式会社 株式会社栗林商会 ジャパンブルーエコノミー推進研究会 川崎重工業株式会社
関係行政機関	北海道開発局港湾空港部 北海道開発局函館開発建設部 海上自衛隊函館基地隊 北海道運輸局函館運輸支局 第一管区海上保安本部函館海上保安部 北海道総合政策部 北海道経済部 北斗市 函館市（企画部・農林水産部・環境部・経済部）
関 係 団 体	函館港湾振興会 函館倉庫協会 函館冷凍事業協会 函館地区トラック協会 函館市漁業協同組合 函館商工会議所
学 識 経 験 者	北海道大学名誉教授 三浦汀介
事 務 局	函館市港湾空港部港湾課